

妙高市公共建築物における地域産材利用推進に関する基本方針

平成24年6月22日

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき、新潟県が制定した「公共建築物等における県産材利用推進に関する基本方針」（平成23年10月12日）に則して、妙高市が整備する公共建築物における木材の利用推進のため施策に関する基本的事項、公共建築物における木材の利用の目標に関する基本的事項等を定めるものである。

第1 趣旨

公共建築物等における地域産材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止へ貢献するなど、森林の有する公益的な機能の発揮や、再生産可能な木材を積極的に活用することによる循環型社会の構築など、市民に安全で快適な生活環境の確保を図るとともに、林業・木材産業の振興や適正な森林整備の促進などを目的に地域産材の需要創出を図る。

第2 用語の定義

- 1 「公共建築物」とは、市が事業主体となり整備する建築物をいう。
- 2 「公共土木工事」とは、公共発注土木工事をいう。
- 3 「木造化」とは、建築物の新築・増築または改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部または一部に木材を利用することをいう。
- 4 「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築または模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- 5 「地域産材」とは、妙高市内及び新潟県内の森林で生産された木材であり、エンジニアリングウッド（集成材、LVL、I型ビーム）等特殊材を除いて製材加工についても妙高市内及び新潟県内で行われたものをいう。
- 6 「木質バイオマス」とは、木質系の再生可能な生物由来の有機性資源のことをいう。

第3 推進方針

品質性能の明確な木材の安定供給を図るとともに、市民への普及効果が高い公共建築物に、木材の積極的な使用を推進することにより、需要拡大を図る。

また、使用する木材について、地域産材の利用が図られるよう取り組みを推進する。

1 市による推進

(1) 公共建築物の木造・木質化の推進

多数の市民が身近に接する公共建築物には、利用者が親しみを感じる環境づくりが求められていることや、市民へのPR効果が高いことから、木造化を推進する。また、非木造施設も含めて内装等の木質化を推進する。

(2) 公共土木工事における木材利用の推進

自然環境や生態系、景観への配慮が求められていることから、公共土木工事においては木材の使用を推進するとともに、新たな用途開発を推進する。

(3) 備品及び消耗品における木製品の導入

机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品について、木材をその原材料として使用したものの利用を推進する。

(4) 木質バイオマス利用

木質資源の利用のため、エネルギー源等として木質バイオマスの利用を推進する。

(5) その他の施策

設計者や加工技術者その他の人材の育成、工法等に関する研究及び技術の開発・普及、木材の供給体制の整備、建築コストや調達方法等に関する情報収集、分析、提供などが総合的に図られるよう努める。

2 関係団体等に対する市の取り組み

(1) 市以外への要請

市以外の者が行う建築物の整備であって、当該建築物を活用して実施される事業が広く市民に活用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる施設等の整備について、国及び新潟県の定める基本方針や本方針の趣旨を踏まえて、積極的な地域産材使用を要請する。

(2) 地域産材の適切な供給の確保

林業や木材製造業に関わる者が互いに連携し、生産性の向上を図り、産地や合法性等の証明された木材・木製品の安定的な供給体制の整備に取り組むため、必要な施策の推進を図るものとする。

(3) 市民への普及啓発

公共建築物での木材利用の促進に取り組むことを通じて、市民に対して木の良さの普及啓発に努め、地域産材の利用推進の意義について分かりやすく示すことにより、民間における地域産材の需要拡大を図る。

第4 本市が整備する公共建築物における地域産材利用の目標

1 公共建築物における地域産材の利用

市が新築・増築・改築する公共建築物においては、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、原則として地域産材による木造化を図る。また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては地域産材による木造化を図るよう努める。

また、高層・低層に関わらず、直接又は間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木

質化に努める。

2 公共土木工事における地域産材の利用

公共土木工事においては、景観・周辺等との調和などの面から木材の使用が適当な場合、原則として地域産材を活用する。

3 備品及び消耗品における地域産材使用製品の導入

市が所管する公共建築物における備品及び消耗品の導入に当たって、可能なものについては地域産材を使用した製品を導入する。

4 木質バイオマスの利用における地域産材使用製品の活用

市が所管する公共建築物における木質バイオマスの利用に当たって、可能なものについては地域産材を使用した製品を活用する。

5 産地や合法性等の明らかな木材の利用

地域産材をはじめとした木材の使用に当たっては、産地や合法性等が証明された木材の使用に努める。

6 地域産材利用に取り組むべき範囲

市が取り組むべき木材利用の基準については、別途「妙高市地域産材利用の取組方針」に定める。